

住民監査請求の監査結果の通知（要旨）

目的

平成 27 年 6 月 2 日付で提出のあった住民監査請求についての監査結果を請求人宛に通知しました。

通知日

平成 27 年 6 月 26 日付

請求人

住所・職業・氏名 省 略

内容

監査結果（却下）

- 1) 請求人が本件請求要旨で、「松山市職員の重大な不作為、職員の重大な職務の怠慢、職員の重大な過失」があったと主張する株式会社レグに対する産業廃棄物処分業の許可や指導などの一連の行為は、住民監査請求の要件とされている財務会計行為に当らない。
- 2) 当該行為は、中村時広氏が松山市長在職期間中（平成 11 年 5 月から平成 22 年 11 月）の行為であり、本件請求申立書が提出された平成 27 年 6 月 2 日は、住民監査請求の請求期間である 1 年をすでに経過しており、秘密裏に行われたなどの事情もなく「正当な理由」があるとは認められない。

なお、請求人が、住民監査請求申立書において公金の支出等の財務会計行為に触れているのは、「松山市は、平成 27 年度当初予算案に、松山市菅沢町の株式会社レグの産業廃棄物最終処分場支障等除去事業として、債務負担金 56 億 700 万円を計上して、3 月議会で可決成立した。」と述べている部分であるが、請求人はこの財務会計行為についての違法、不当性を主張しておらず、また、中村時広氏は平成 22 年 11 月には松山市長を辞職していることからこの財務会計行為の行為者となる立場にない。